

2 1 川 監 公 第 6 号

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 2 0 年 9 月 1 0 日付け 2 0 川監公第 1 0 号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 岩 崎 善 幸

同 宮 原 春 夫

20川総行革第231号
平成21年3月10日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項により、平成20年9月10日付け20川監第303号で依頼のありました定期監査(工事監査)の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査(工事監査)結果に対する措置状況

1 設計及び積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

新川崎道路新設に伴う支障物撤去・移設その1工事の設計図書について見たところ、電気設備に使用する材料、数量、施工位置が記載されていなかった。設計図書の記載は、適切に積算できるように徹底されたい。

また、敷地内の電気設備工事であることから土木工事標準積算基準書ではなく、公共建築工事積算基準により積算すべきであった。積算は適切な基準によ

り行われたい。

さらに、電気設備のケーブルは、J I Sで規格化されている環境への負荷の少ないエコマテリアルケーブルを採用されたい。

(まちづくり局市街地開発部)

[措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、設計図書の記載については、適切な積算ができるものとする事、積算にあたっては、適切な基準を用い積算すること、電気設備のケーブルについては、環境負荷への低減を十分に考慮し適切に選択することの徹底を周知しました。

2 設計段階において事前協議等の徹底を図るべきもの

[指摘の要旨]

仮称川崎市アートセンター新築工事の設計変更についてみたところ、2回の設計変更が行われ、変更後の契約金額は当初の契約金額の約1.34倍となっていた。

このような大幅な工事費の追加を行うことは、変更後の仕様で入札した場合、別の業者が落札する可能性もある。公共工事の競争性及び公平かつ透明な受注機会の提供の観点並びに経済性及び効率性の観点から、設計段階において、適切な事前協議、工程調整、施工方法の検討及び設計図書の作成の徹底を図られたい。

(まちづくり局施設整備部)

[措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、公共工事の競争性及び公平かつ透明な受注機会を提供の観点並びに経済性及び効率性の観点から、設計段階において、適切な事前協議、工程調整、施工方法の検討及び設計図書の作成の徹底を図るよう、周知しました。